平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制　度　名	法人税率の５％引下げ
税　　　目	法人税
要望の内容	我が国の立地競争力を高めるため、法人実効税率を主要国並みに段階的に引き下げるべく、まずは法人税率を５％引き下げる。 その際、課税ベースの拡大を含め、財源確保に留意する。 平年度の減収見込額（制度自体の減収額）：▲１兆円（　－　百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	⑴　政策目的 世界最高水準の我が国法人実効税率の引下げを進めることにより、グローバル製造業の国内立地を確保するとともに、キーコンポーネントの製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、①国内雇用の維持・増加、②日本経済の自律的な成長を実現する。 ⑵　施策の必要性 表面実効税率の国際水準は、この 10 年間で 25～30%の水準にまで低下。一方、我が国は約 40%で高止まりしており、アジアやＯＥＣＤ諸国との表面実効税率の差は約 15%程度に拡大。法人税負担の格差は企業の投資競争力に直結することから、可及的速やかな法人税引下げが不可欠。 ○新成長戦略（平成２２年６月１８日：閣議決定） ７．法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等 日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。

<table>
<tr><td rowspan="12">今回の要望に関連する事項</td><td rowspan="6">合理性</td><td colspan="2">政策体系における政策目的の位置付け</td><td>1．経済産業政策
　02）技術革新の促進・環境整備
　05）経営イノベーション・事業化促進
2．対外経済政策
　12）貿易投資促進
3．ものづくり・情報・サービス産業政策
　15）ものづくり産業振興
4．中小企業・地域経済産業政策
　20）中小企業事業環境の整備
　21）経営革新・創業促進</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策の達成目標</td><td>国際的なイコールフッティングの確保による我が国企業の競争力の維持・強化、国内への投資促進、雇用の維持・拡大を実現する</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td></td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">政策目標の達成状況</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">有効性</td><td colspan="2">要望の措置の適用見込み</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">相当性</td><td colspan="2">当該要望項目以外の税制上の支援措置</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">予算上の措置等の要求内容及び金額</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>要望の措置の妥当性</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</td><td>租税特別措置の適用実績</td><td></td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</td><td></td></tr>
<tr><td>前回要望時の達成目標</td><td></td></tr>
<tr><td>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">これまでの要望経緯</td><td>平成 22 年度要望で検討事項として要望。</td></tr>
</table>